

東京都公安委員会告示第92号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則（昭和60年2月1日東京都公安委員会規則第1号）第7条第3項の規定による東京都公安委員会が告示する地域は、次のとおりとし、平成28年6月23日から施行する。

平成28年3月10日

東京都公安委員会

委員長 渡邊佳英

- 1 近隣商業地域のうち、港区六本木四丁目から同区六本木七丁目までの地域
- 2 港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第1に規定する京浜港東京区の港域内海面及び水面（河川法（昭和39年法律第169号）第4条第1項に規定する一級河川及び同法第5条第1項に規定する二級河川を除く。）並びに同省令別表第2に規定する京浜港の東京東航路及び東京西航路の区域内海面